

峡南消防本部からのお知らせ

あなたの命と財産を火災から守る「住宅用火災警報器」

の設置は法律で義務付けられています！！



住宅火災による死者は、全国で毎年1,000名を超えています。

死亡した要因として最も多いのが「逃げ遅れ」で全体の約6割、そのうち65歳以上の高齢者が6割と半数を占めています。

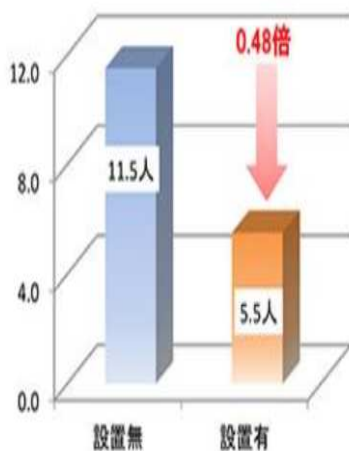
「逃げ遅れ」を防止するため又、自分自身や大切な家族の命を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。

住宅用火災警報器の設置効果

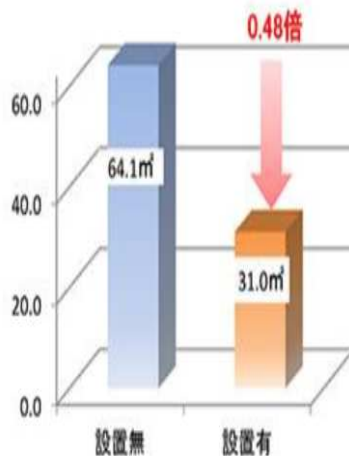
平成30年から令和2年までの3年間における失火を原因とした住宅火災について、火災報告を基に、住宅用火災警報器の設置効果を分析

※住宅火災のうち原因経過が「放火」又は「放火の疑い」であるものを除く件数を、「失火を原因とした住宅火災」の件数としている。

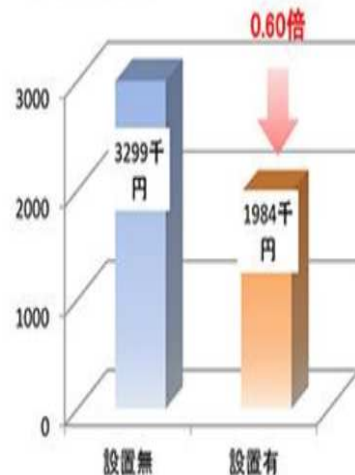
(人/火災100件)



(㎡/火災1件)



(千円/火災1件)



総務省消防庁 H・P より

当消防本部では、平成 26 年から住宅用火災警報器の設置状況を、毎年管内 5 町から 100 世帯を抽出し調査を行っています。

ここ 2 年間の調査結果は 50% を下回る設置率となっています。

当消防本部では、今後も住宅用火災警報器の設置率の向上と、すでに設置されている警報器の適正管理について活動を実施してまいります。

◎ 設置場所

「寝室」に設置。寝室が 2 階の場合は「階段」にも必要です。台所や居室への設置は義務ではありませんが推奨しています。



● 取り付けが義務付けられている所

○ 取り付けをおすすめする所

◎ 本体の交換と定期点検

住宅用火災警報器には電池が入っています。電池が切れると作動しなくなりますので、定期的に点検用のボタンを押し、作動確認をお願いします。

電池寿命は概ね 10 年です。機械本体も老朽化しますので、取り付け後 10 年を目安に交換をお願いします。

問合せ先 ⇒ 峡南消防本部 予防課 055-272-7613(直通)

北部消防署 055-272-8199

中部消防署 0556-62-5119

南 分 署 0556-66-2119